

大内文化特定地域活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において市内への波及効果が期待できる地域を「大内文化特定地域」として位置づけ、これらの歴史資源などを活用して当該地域を中心とした本市の活性化を図ることを目的として行われる市民主体のまちづくり活動に対し、大内文化特定地域活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、山口市内を活動の本拠とする民間団体及び個人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において、「大内文化特定地域」に残る歴史資源を活用して、当該地域の活性化や波及効果が見込まれる事業とする。ただし、その他の地域で行われる事業であっても、地域の活性化に資すると見込まれる事業で、特に市長が認めるものについては、対象とする。

2 次の各号に掲げる事業は補助の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業、営利法人が行う事業
- (2) 宗教的、政治的宣伝意図をもつと認められる事業
- (3) 山口市及び（公財）山口市文化振興財団から助成を受けている事業

(補助額等)

第4条 市は、予算の範囲内において、審査の結果に基づき、事業の実施に直接必要な経費（以下「補助対象経費」という。）から入場料等収入などを差し引いた自己負担金の3分の2以内で補助するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 団体等の恒常的な人件費、運営費等
- (2) 固定資産、備品・設備等の取得費及び整備費
- (3) 懇親会費、接待費、打ち上げ代、弁当代その他飲食費
- (4) 団体内部の者に対する出演料、謝金等

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、大内文化特定地域活性化事業補助金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書又は個人概要書（様式第4号）

(審査)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するものとする。

2 前項の規定による審査については、別に定める。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の事業計画変更承認申請書（様式第5号）に、事業変更計画書（様式第6号）及び、事業変更収支予算書（様式第7号）を添えて市長に提出し、その承認

を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の決定額を変更する必要があると認めるときは、その金額を変更して交付の決定をすることができる。

(補助事業中止の届出)

第9条 補助対象者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に、大内文化特定地域活性化事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第10号)

(2) 事業収支精算書(様式第11号)

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面により補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、大内文化特定地域活性化事業補助金精算(概算)払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助対象者は、当該事業にかかる収支について、状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 補助対象事業の執行方法が不適当と認められたとき。

(4) 第9条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和２年３月１６日から施行する。

(検討)

2 この要綱の施行後３年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。